

【介護】

項目・内容		(単位数) 1単位	費用額	利用者負担額			☑
		10.21円	(10割)	1割	2割	3割	
訪問看護費 (1回につき)	20分未満 (週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能)	314	3,205円	321円	641円	962円	☐
	20分以上30分未満	471	4,808円	481円	962円	1,443円	☐
	30分以上1時間未満	823	8,402円	841円	1,681円	2,521円	☐
	1時間以上1時間30分未満	1,128	11,516円	1,152円	2,304円	3,455円	☐
	理学療法士等による訪問の場合 ※1日に2回を超えて実施する場合は90/100	294	3,001円	301円	601円	901円	☐
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合(1月につき)		2,961	30,231円	3,024円	6,047円	9,070円	☐
<その他加算>							
項目・内容		(単位数) 1単位	費用額	利用者負担額			☑
		10.21円	(10割)	1割	2割	3割	
初回加算(Ⅰ)	1月1回	+350	3,573円	358円	715円	1,072円	☐
初回加算(Ⅱ)		+300	3,063円	307円	613円	919円	☐
特別管理加算(Ⅰ)		+500	5,105円	511円	1,021円	1,532円	☐
特別管理加算(Ⅱ)		+250	2,552円	256円	511円	766円	☐
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		+600	6,126円	613円	1,226円	1,838円	☐
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		+574	5,860円	586円	1,172円	1,758円	☐
専門管理加算		+250	2,552円	256円	511円	766円	☐
看護・介護職員連携強化加算		+250	2,552円	256円	511円	766円	☐
看護体制強化加算(Ⅰ)		+550	5,615円	562円	1,123円	1,685円	☐
看護体制強化加算(Ⅱ)		+200	2,042円	205円	409円	613円	☐
口腔連携強化加算		+50	510円	51円	102円	153円	☐
介護職員等処遇改善加算		総単位数の1.8%を乗じた単位数					☐
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	+6	61円	7円	13円	19円	☐
看護師のうち勤続7年以上の者の割合が30%以上	1月1回 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合	+50	510円	51円	102円	153円	☐
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき	+3	30円	3円	6円	9円	☐
看護師のうち勤続3年以上の者の割合が30%以上	1月1回 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合	+25	255円	26円	51円	77円	☐
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満の場合、1回につき	+254	2,593円	260円	519円	778円	☐
	30分以上の場合、1回につき	+402	4,104円	411円	821円	1,232円	☐
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満の場合、1回につき	+201	2,052円	206円	411円	616円	☐
	30分以上の場合、1回につき	+317	3,236円	324円	648円	971円	☐
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3,063円	307円	613円	919円	☐
遠隔死亡診断補助加算		+150	1,531円	154円	307円	460円	☐
退院時共同指導加算		+600	6,126円	613円	1,226円	1,838円	☐
ターミナルケア加算	該当月に1回	+2,500	25,525円	2,553円	5,105円	7,658円	☐

- ㊦ 准看護師が訪問看護を行った場合 上記単位数の10%減
 ㊦ 同一建物減算に該当する場合(同一敷地内50人未満又は同一建物20人以上) 上記単位数の10%減
 ㊦ 同一建物減算に該当する場合(同一敷地内50人以上) 上記単位数の15%減
 ㊦ 高齢者虐待防止措置未実施減算に該当する場合 上記単位数の100分の1減
 ㊦ 業務継続計画未策定減算に該当する場合 上記単位数の100分の1減
 ㊦ 理学療法士等による訪問の場合について、前年度の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算(緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算)を算定していない場合 8単位減/回
 * 夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合 上記単位数の25%増
 * 深夜(22:00～6:00)の場合 上記単位数の50%増
 * 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用